

2020 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 諏訪部 修

企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」
に対する意見

2019 年 10 月 30 日に公表された企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、本日提出いたします。

記

質問 1

本公開草案では、原則（開示目的）を示したうえで、当該原則（開示目的）に照らして、開示する具体的な項目の識別とその記載内容について判断することを企業に求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

1. 原則（開示目的）に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方

（コメント）

同意する。

質問 2

本公開草案における開示目的の内容に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

2. 開示目的の内容

（コメント）

以下の点を除いて、同意する。

第4項における、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目」の記載について、「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす原因となるリスクや見積りの不確実性を含む項目」といった記載とすることをご検討いただきたい。なお、本公開草案の他の記載箇所についても同様である。

(理由)

第4項において、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難であるとされている。このような観点からは、本会計基準の目的は、翌年度の財務諸表において重要な利益や損失が生じる可能性が高い項目を開示することというよりも、当年度の財務諸表に計上した金額のうち、どの項目にどのような内容の会計上の見積りの要素が含まれているかを開示することであると考ええる。したがって、この点を明確にするため、IAS第1号「財務諸表の表示」第125項の記載を参考に、「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす原因となるリスクや見積りの不確実性を含む項目」といった記載とすることをご検討いただきたい。

質問3

本公開草案の開示する項目の識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

3. 開示する項目の識別

(コメント)

以下の点を除いて、同意する。

(1)本文の第5項では、識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債であるとされ、結論の背景の第21項では、収益及び費用、並びに、会計上の見積りの結果、当年度の財務諸表に計上しないこととした負債（引当金など）、また、注記において開示する金額を算出するにあたって見積りを行ったものについても識別することを「妨げない」としてされている。後者についても、これらの取扱いを明確にするため、本文に記載することをご検討いただきたい。また、結論の背景において後者についても識別することを「妨げない」とした理由を記載することをご検討いただきたい。

(2)第23項では、識別する項目の数について、比較的少数の項目を識別することになると考えられるとされているが、当該記載の必要性についてご検討いただきたい。

(理由)

(1)財務諸表利用者の観点からは、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高

い場合には、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債のみならず、収益及び費用、当年度の財務諸表に計上しないこととした負債、注記において開示する金額を算出するにあたって見積りを行ったものについても、開示の対象として検討することが望ましい場合があると考えます。開示することが認められる点を明確にするため、後者についても本文に記載することをご検討いただきたい。

また、資産及び負債と、これらの項目の取扱いの差異の理由（後者について、識別することを「妨げない」こととした理由）を明確にするために、結論の背景に、その理由を記載することをご検討いただきたい。

(2)IAS 第1号「財務諸表の表示」BC81において、IAS 第1号第125項に従った開示は、比較的少数の資産又は負債（又はその種類）に関して行われるとされている点については承知しているが、企業の規模及び複雑性等によって企業の置かれている状況は様々であり、個々の企業が識別する会計上の見積りの項目の数は異なると考えられる。「比較的少数の項目を識別することになる」との記載により、開示する項目をできるだけ少なくしなければならないと誤解を生じさせる懸念があり、本来、開示すべき項目が開示されなくなる可能性が考えられる。

質問 4

本公開草案では、会計上の見積りの開示については、本公開草案に基づき開示された情報であることが明瞭にわかるようにすることが有用と考えられたため、IAS 第1号第125項では求められていないものの、当該注記は独立の注記とし、識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

4. 会計上の見積りの開示の対象とした項目名をまとめて注記すること

(コメント)

同意する。

質問 5

本公開草案の項目名に加えて注記する事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

5. 項目名に加えて注記する事項

(コメント)

以下の点を除いて、同意する。

第 8 項(2)における「当年度に財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」について、具体的な「仮定」の内容を説明することをご検討いただきたい。

(理由)

本公開草案において、「仮定」の内容の説明が記載されていないため、どのようなものが記載の対象となるのか分かりづらいと考える。例えば、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」BC80 に記載されている、キャッシュ・フロー又は採用した割引率のリスク修正、給与の将来の変動及びその他のコストに影響を与える価格の将来の変動などのように、結論の背景において、仮定の例を挙げて説明することをご検討いただきたい。

質問 6

本公開草案の個別財務諸表における取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

6. 個別財務諸表における取扱い

(コメント)

以下の点を除いて、同意する。

個別財務諸表のみに識別される項目については、第 7 項(2)の注記を必要とすることについてご検討いただきたい。

(理由)

第 29 項に記載されているとおり「単体開示の簡素化」を踏まえ、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の開示について、簡素化を認める方向性については同意する。一方、個別財務諸表においてのみ識別される項目、例えば、関係会社貸付金の評価、関係会社株式の減損などについては、会計上の見積りの要素が含まれており、これらの情報の質的、金額的重要性を鑑みると個別財務諸表の利用者にとって重要な情報であることが多いと考えられるため、簡素化の対象とすべきではないと考える。したがって、個別財務諸表のみに識別される項目については、金額の算出方法に関する記載だけでなく、第 7 項(2)の注記事項を求めることをご検討いただきたい。

質問 7-1

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

7-1. 適用時期

(コメント)

適用時期について同意する。

質問 7-2

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

7-2. 経過措置

(コメント)

同意する。

質問 8

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

8. その他

(コメント)

特になし。

以 上